

○職員通報の取扱いに関する要綱

平成24年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、市等の行政運営上の違法な行為の事実について職員が行う通報の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 本市の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職の職員及び第3項に規定する特別職の職員又は企業及び団体等から派遣されている行政実務研修員をいう。
- (2) 職員等 職員又は職員通報の日前1年以内に職員であった者をいう。
- (3) 通報事実 市又は市の執行機関、地方公営企業の管理者等若しくは職員の行為であって、公益通報者保護法(平成16年法律第122号。以下「法」という。)第2条第3項に規定する通報対象事実その他市の事務に係る法令(市の条例、市の執行機関の規則、市長等の訓令、市の地方公営企業の管理者の企業管理規程並びに神奈川県条例及び神奈川県の執行機関の規則を含む。)に違反する行為の事実をいう。
- (3) 職員通報 職員等が、通報事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を市長等に通報することをいう。
- (4) 通報者 職員通報を行った職員等をいう。

(職員通報の窓口等)

第3条 職員通報の窓口(以下「通報窓口」という。)は、総務部人事課(以下「人事課」という。)及び次条第1項に規定する外部調査員とする。

- 2 通報窓口は、職員等からの通報事実に係る相談を受けるものとする。
- 3 通報窓口に統括責任者を置き、総務部長をもって充てる。

(外部調査員)

第4条 職員通報の適正な処理を確保するため、庁舎以外の場所に調査員として職員以外の第三者(以下「外部調査員」という。)を配置する。

- 2 外部調査員は、職員通報に係る職務について公平かつ中立な立場で適切に職務を遂行することができるものと認められる者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 外部調査員は、前条第2項に規定するもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) 職員通報を受理し、必要な報告及び通知を行うこと。
- (2) 職員通報に係る必要な調査を行うこと。
- (3) 職員通報の処理に関し、市長に対し意見を述べ、又は助言を行うこと。

(職員通報の方法)

第5条 職員通報は、通報者の氏名、所属する部署、住所及び連絡先並びに通報事実の日時、場所及び内容を記載した書面を、通報窓口に直接に、又は郵送若しくは電子メールにより提出することとする。ただし、匿名による通報の場合は、通報者の氏名、所属する部署、住所又は連絡先を記載しないことができる。

- 2 前項の場合において、通報者は、当該通報事実が生じ、又はまさに生じようとしていることが分かる客観的な証拠の状況を明らかにしなければならない。

(職員通報に係る職員等の義務等)

第6条 職員等は、不正の利益を得る目的、他人に損害を加え、又は誹謗中傷を行う目的、公務の遂行を妨げる目的その他の不正の目的で職員通報をしてはならない。

- 2 通報者は、当該職員通報に係る第10条第1項の調査に協力しなければならない。また、通報者以外の職員は、正当な理由がある場合を除き、同項の調査に協力しなければならない。
- 3 通報者を特定させる情報（通報者の氏名等が特定され、又は特定されるおそれのある情報をいう。以下同じ。）を共有する者及び当該通報者が行った職員通報の内容を共有する場合にあつては、職員は、それぞれ必要最小限の範囲にとどめなければならない。ただし、当該通報者の同意を得たとき又はその他の正当な理由があるときは、この限りでない。
- 4 職員通報に係る秘密を知り得た職員及び外部調査員は、その秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 5 市長は、前4項又は次条の規定に違反した職員等に対し懲戒処分その他の必要な措置をとることとする。

(不利益取扱いの禁止)

第7条 市及び職員は、通報者が職員通報をしたことを理由として、当該通報者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

(関係職員の関与の禁止)

第8条 職員は、自己が関係する通報事実に係る職員通報に関する事務に関与してはならない。

(職員通報の処理)

第9条 市長は、職員通報を人事課において受けた場合は、その内容を確認し、職員通報として受理するときはその旨を、受理しないときはその理由を付してその旨を通報者に通知するものとする。ただし、通報者が希望しない場合は、この限りでない。

2 外部調査員が職員通報を受けた場合は、当該外部調査員は、前項本文の規定により通報者に通知を行うとともに、通報者を特定させる情報を秘匿して、当該職員通報の内容を速やかに市長に報告するものとする。

3 市長又は外部調査員は、第1項本文又は前項の規定による通知を、次条第3項本文の規定による通知と併せて行うことができる。

(調査)

第10条 市長及び外部調査員は、職員通報を受理した場合は、適正な業務の遂行に支障があるときを除き、通報事実について必要な調査を行うものとする。

2 前項の調査は、関係者からの事情の聴取、書類の閲覧、現地の確認その他の必要な方法により行うものとする。

3 市長及び外部調査員は、第1項の調査を行うときはその旨を、行わないときはその理由を付してその旨を通報者に通知するものとする。ただし、通報者が希望しない場合は、この限りでない。

4 外部調査員は、第1項の調査を行うときはその旨を、速やかに市長に報告するものとする。

5 市長は、外部調査員が調査を行う場合において、当該調査に対して協力を求められたときは、当該調査に協力するものとする。

(是正措置等)

第11条 市長は、前条第1項の調査を行った結果、必要があると認めるときは、直ちに通報事実の中止その他是正のために必要と認める措置(以下「是正措置等」という。)を講ずるものとする。

2 外部調査員が調査を行ったときは、当該外部調査員は、当該調査の結果及び市長が講ずべき是正措置等の内容を記載した書面を市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の書面の提出を受けた場合において、必要と判断したときは、是正措置等を講ずるものとする。

4 市長は、前項の是正措置等を講じたときは、速やかに外部調査員に対しその旨を通知するものとする。

(結果の通知)

第12条 市長は、第10条第1項の調査の結果及び前条の是正措置等の内容を通報者に通知するものとする。この場合において、通報窓口が外部調査員であるときは、通報者に対する通知は、当該外部調査員を介して行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、通報者が希望しない場合又は第三者の正当な利益を害するおそれがある場合は、通知を行わないこととする。

(公表)

第13条 市長は、通報事実に係る必要と認める事項を適宜公表するものとする。

(事案の移送)

第14条 市長は、職員通報が、他の執行機関、地方公営企業の管理者等により処理されることが適当であると判断したときは、当該事案をその執行機関、地方公営企業の管理者等に移送するものとする。

(職員通報以外の公益通報)

第15条 職員通報以外の通報のうち次に掲げるものについては、職員通報に準じて取り扱うものとする。

- (1) 法第2条第1項に規定する公益通報（役務提供先等に通報する公益通報に限る。）
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者の役職員若しくは構成員であつて、本市の公の施設の管理の業務に従事する者又は通報の日前1年以内に本市の公の施設の管理の業務に従事していた者からの通報

(その他の事項)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。